個人情報ファイルの名称	教育支援委員会
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども未来課
個人情報ファイルの利用目的	幼児・児童・生徒の適切な就学を図るため
記 録 項 目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5続柄、6家族状況
記 録 範 囲	幼児・児童・生徒及びその保護者
記録情報の収集方法	申請者からの提出書類等
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電子 又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル(マ ファイル)の別	
(電算処理ファイルである場合)	
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファ 及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	教育委員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教育委員と円滑な連絡を図るため
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号
記 録 範 囲	教育委員 (歴代を含む)
記録情報の収集方法	教育委員からの提供書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻市教育振興審議会委員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	塩尻市教育審議会を円滑に運営するため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3職業、4地位	
記 録 範 囲	塩尻市教育振興審議会委員	
記録情報の収集方法	塩尻市教育振興審議会委員からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	教職員研修対象者名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員研修の適切な運営のため
記 録 項 目	1氏名、2職業・職歴
記 録 範 囲	教職員研修対象者
記録情報の収集方法	長野県教育委員会からの提供書類
要配慮個人情報の有無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
	· ル □ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	教育実習志望者名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	教育実習の円滑の運営のため	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・電話番号、5親族関係、6学業・学歴	
記 録 範 囲	教育実習志望者	
記録情報の収集方法	教育実習志望者及び学校からの提供書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	県費教職員に係る人事・内申一覧	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	長野県教育委員会に進達するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号、4 学歴・職歴、5免許状、6賞罰・処分、7健康状況	
記 録 範 囲	県費教職員	
記録情報の収集方法	学校からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	県費教職員に係る公務災害一覧	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	長野県教育委員会に進達するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号	
記 録 範 囲	県費教職員	
記録情報の収集方法	学校からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	塩尻市学校運営協議会委員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	塩尻市学校運営協議会の適切な運営
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号
記 録 範 囲	塩尻市学校運営協議会委員
記録情報の収集方法	塩尻市学校運営協議会委員からの提供書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	プ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻市キャリア教育支援協議会委員名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	塩尻市キャリア教育支援協議会の適切な運営 のため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3職業・職歴、4地位
記 録 範 囲	塩尻市キャリア教育支援協議会委員
記録情報の収集方法	塩尻市キャリア教育支援協議会委員からの提 供書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
関ニ主心位と巫珊子スの漢の夕が及び正	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	¹ ル 有 ▽ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	歴代校長名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	叙位・叙勲及び表彰を申請するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号、4 本籍、5職業・職歴、6学業・学歴、7賞罰、8地 位	
記 録 範 囲	市内歴代校長	
記録情報の収集方法	市内歴代校長からの提供書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	学校医・薬剤師名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	叙位・叙勲及び表彰を申請するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号、4 職業・職歴、5賞罰	
記 録 範 囲	学校医・学校薬剤師(歴代を含む)	
記録情報の収集方法	医師会・薬剤師会からの提供書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	奨学資金 (大野田育英基金、育英基金)	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	奨学資金の貸与、償還状況管理のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号、4 連帯保証人、5家族情報、6口座情報	
記 録 範 囲	奨学資金貸与者及び償還者	
記録情報の収集方法	奨学生からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	奨学金 (医学生奨学金)	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	奨学資金の貸与、償還状況管理のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号、4 連帯保証人、5家族情報、6口座情報	
記 録 範 囲	奨学資金貸与者、償還者	
記録情報の収集方法	奨学生からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	教職員住宅入居者名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員住宅の適切な管理のため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	教職員住宅入居者
記録情報の収集方法	教職員住宅入居者からの提供書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名
在地	所在地
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	私立高等学校運営費補助金生徒割名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	対象校に補助金を交付するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所	
記 録 範 囲	塩尻市に住所を有し私立高等学校に通う生徒	
記録情報の収集方法	対象校からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	幼年教育研究会運営委員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	幼年教育研究会の円滑な運営のため	
記 録 項 目	1氏名、2職名・所属	
記 録 範 囲	幼年教育研究会運営委員	
記録情報の収集方法	学校、保育園、幼稚園からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	教職員ストレスチェック名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員のストレスチェック業務を適切に行う ため
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4職業・職歴
記 録 範 囲	教職員
記録情報の収集方法	学校からの提供書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	「ル 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	塩尻市学校支援ボランティア名簿
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	塩尻市学校支援ボランティアの保険加入のため
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号
記 録 範 囲	学校支援ボランティア
記録情報の収集方法	学校支援ボランティア及び学校からの提出書 類
要配慮個人情報の有無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
デアフィバ41円付け)と問よりかの決体力は	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	懲戒処分及び指導上の措置一覧
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員の懲戒処分・指導上の措置のため
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号
記 録 範 囲	教職員
記録情報の収集方法	学校からの提出書類
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
一円が請求寺を支達する組織の名称及の別 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	人事記録カード
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員の適切な管理監督のため
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4職業・職歴、 5学業・学歴、6資格、7地位
記 録 範 囲	教職員
記録情報の収集方法	県教育委員会からの提供書類
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	緊急連絡先一覧表	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	緊急時の適切なかつ迅速な対応のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3電話番号	
記 録 範 囲	関係教育委員会内職員及び関係学校職員	
記録情報の収集方法	職員及び学校からの提供書類	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	会計年度任用職員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	会計年度任用職員の適切な管理監督のため	
記 録 項 目	1氏名、2職業、3給与	
記 録 範 囲	会計年度任用職員	
記録情報の収集方法	塩尻市総務人事課からの提供書類	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	学齢簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	就学義務者の管理
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、国籍、続柄、家族状 況、就学年月日、就学する学校に関する事項、就学 履歴
記録範囲	学齢児童生徒、学齢超過した外国人(学校に 所属している場合のみ)
記録情報の収集方法	市民課から提供(住基連携)、区域外就学願 い・指定校変更申立書の提出
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	市内小中学校 (義務教育学校含む)
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
デアフィド和田信司)を開みて加る社会では	根拠法令 学校教育法第17条
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 学齢簿の編成、学校の指定、区域 外就学
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	·
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	就学予定児童生徒名簿
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	指定校通知、来入児検診、学校への情報共有
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、国籍、続柄、家族状況、就学年月日、就学する学校に関する事項
記 録 範 囲	入学予定児童生徒
記録情報の収集方法	市民課から提供(住基連携)
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	塩尻市立学校
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令 学校教育法第17条
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 学齢簿の編成
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	長野県児童生徒の体力テスト記録票
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の日常生活における運動習慣と基本 的な生活習慣等の改善促進の管理
記 録 項 目	1氏名、2性別、3測定記録
記 録 範 囲	全校児童生徒
記録情報の収集方法	体力テストを行い、記録を付ける
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	長野県教育委員会(指定された学校以外は任 意)
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	▼A() の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	新入学児童調査票	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各小学校	
個人情報ファイルの利用目的	児童管理	
記 録 項 目	氏名、性別、生年月日、住所、国籍、続柄、家族状況、就学年月日、就学する学校に関する事項、保育歴、心身の様子、家庭での様子	
記 録 範 囲	新入学児童	
記録情報の収集方法	新入学児童の保護者からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	卒業生台帳	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各小中学校	
個人情報ファイルの利用目的	在籍証明	
記 録 項 目	卒業証書番号、卒業した児童生徒氏名、住所、生年 月日、保護者氏名、卒業年月日	
記 録 範 囲	卒業生	
記録情報の収集方法	学校名簿	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	児童・生徒指導要録関係書類
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各小中学校
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の学籍、指導の家庭や結果を記録し、 その後の指導や外部に会する証明等に活用
記録項目	学籍に関する記録(氏名、生年月日、住所、保護者情報、入学(編入学)、転学、卒業、進路)、指導に関する記録(学習の記録、出欠の記録)
記 録 範 囲	市内小中学校(義務教育学校含む)
記録情報の収集方法	学校名簿、日々の生活の様子
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令 学校教育法施行規則第12条の3
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 校長は、その学校に 在学する児童 等の指導要録を作成しなければな らない。
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	·
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	▼AL)の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	児童生徒出席簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各学校
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の管理
記 録 項 目	氏名、病欠、事故欠席、遅刻、早退、出席停止、忌引き、その他
記 録 範 囲	市内小中学校 (義務教育学校含む)
記録情報の収集方法	保護者からの報告
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	「ル 有 ☑ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	就学援助費	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	教育委員会事務局学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	就学援助費の支給	
記 録 項 目	世帯情報(氏名、住所、生年月日、学校名、連絡先、申請理由)口座情報	
記 録 範 囲	就学援助費を申請した世帯	
記録情報の収集方法	就学援助費申請者からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校(義務教育学校含む)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	特別支援学級就学奨励費
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	就学奨励費の支給
記 録 項 目	世帯情報(氏名、住所、生年月日、学校名、連絡先、申請理由)口座情報
記 録 範 囲	就学援助費を申請した世帯
記録情報の収集方法	就学援助費申請者からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	市内小中学校(義務教育学校含む)
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(2	▼ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイルの名称	教職員、児童生徒に関する健康管理
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教職員、児童生徒の健康管理
記 録 項 目	住所、氏名、学年、性別、生年月日、年齢、健康診断結果
記 録 範 囲	市内小中学校(義務教育学校含む)
記録情報の収集方法	健康診断
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	市内小中学校(義務教育学校含む)
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令 学校保健安全法
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 就学時の健康診断、全学年の定期 的な健康診断の実施
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	▼人)の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	教育相談書類
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	教育相談の記録、支援策の検討
記録項目	氏名、学年、性別、生年月日、年齢、出席状況、家 庭状況、病歴、教育相談内容
記 録 範 囲	市内小中学校(義務教育学校含む)
記録情報の収集方法	教育相談
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	市内小中学校(義務教育学校含む)
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	事故報告書
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	上部機関への報告、事故記録の利用(懲戒処 分、保険適用などの基礎情報)
記 録 項 目	氏名、学年、性別、年齢、事故内容、病歴
記 録 範 囲	市内小中学校(義務教育学校含む)
記録情報の収集方法	学校からの事故報告
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	市内小中学校(義務教育学校含む)
関ニ注土笠よ <u>の</u> 畑ナス知嫌の友称及び正	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	↑ル
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	中学校部活動地域移行等協議会委員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	地域移行等協議会を円滑に運営するため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3職業、4地位	
記 録 範 囲	塩尻市中学校部活動地域移行等協議会委員	
記録情報の収集方法	協議会委員からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	塩尻市部活動指導員・外部指導者名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	指導員・指導者の保険加入等のため
記 録 項 目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所・電話番号
記 録 範 囲	部活動指導員・外部指導者
記録情報の収集方法	指導員・指導者・学校からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
マアフッグルログ リンフリンフル かみかみ フン	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	児童館利用登録児童名簿
行政機関等の名称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各児童館
個人情報ファイルの利用目的	児童館利用児童の管理
記録項目	氏名、保護者氏名、学籍、緊急連絡先
記 録 範 囲	児童館利用児童
記録情報の収集方法	児童館利用児童の保護者からの提出
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北位大巫四十フ如体の夕秋五が正	課所名 教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	児童クラブ	事業利用登録児童名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各児童館	
個人情報ファイルの利用目的	児童クラブ	事業利用者の管理
記 録 項 目		生年月日、住所、学籍、利用期間、利 i、家族状況、利用理由、減免、緊急連 理票
記 録 範 囲	児童クラブ	事業利用児童
記録情報の収集方法	児童クラブ	事業利用児童の保護者からの提出
要配慮個人情報の有無	✓ 有	□ 無
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	教育委員会
在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は		児童福祉法第34条の8の2第2 項
これに基づく命令の規定による特別の手続等		放課後児童健全育成事業の設備及 び運営
個人情報ファイルの種別		☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル ☑ 有□ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	☑ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	放課後キッズクラブ事業利用登録児童名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	各児童館
個人情報ファイルの利用目的	放課後キッズクラブ事業利用者の管理
記 録 項 目	氏名、性別、生年月日、住所、学籍、利用期間、利 用区分、続柄、家族状況、減免、緊急連絡先、健康 管理票
記 録 範 囲	放課後キッズクラブ事業利用児童
記録情報の収集方法	放課後キッズクラブ事業利用児童の保護者か らの提出
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	学校給食徴収事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	学校給食費の徴収	
記 録 項 目	住所、保護者氏名、児童生徒氏名、電話番号、口座 情報、児童生徒の所属校	
記 録 範 囲	学校給食費納入者	
記録情報の収集方法	学校給食費納入者からの口座振替依頼書	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 教育委員会	
在地	所在地 塩尻市大門七番町4番3号	
	根拠法令 学校給食法	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 学校給食徴収事務	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	